

平成二十八年三月二十三日提出
質問第二〇八号

遺伝子組み換え食品の表示に関する質問主意書

提出者 奥野総一郎

遺伝子組み換え食品の表示に関する質問主意書

大豆やトウモロコシなどの遺伝子組み換え食品の輸入が増えていると承知しているが、消費者から見た場合、遺伝子組み換え食品が含まれているか、いないのかその表示がわかりにくい、との指摘がある。

そこで、以下質問する。

一 食品表示法では、大豆やトウモロコシなど八作物、三十三加工食品の遺伝子組み換え食品について表示義務があると承知しているが、食肉や、食用油が対象外となっているのはなぜか。

二 三十三加工食品についても、遺伝子組み換え農作物が意図せず混入しても5%以下の場合、義務を逃れられると承知している。その基準が〇・九%未満となっている欧州連合（EU）に比べ、甘くないか。

三 遺伝子組み換え食品の表示については「大豆（遺伝子組み換え）」など、文字のみの義務付けで、わかりづらいと考える。遺伝子組み換え農作物を使用しているのか、いないのか、それぞれ一目でわかるようになりやすいマークを定め、表示を義務付けるべき、との意見もあるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。